

○財務省告示第二百四十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年六月五日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第百回、 第百二回、第百四回、第百九回、 第百十四回、第百二十回、第百 二十四回、第百二十五回及び第 百二十六回）及び利付国庫債券 （三十年）（第六回、第八回、第 十回、第十四回、第十六回、第 十七回、第十八回、第十九回、第 二十回、第二十一回、第二十二回、第 二十四回、第二十五回、第二十六 回、第二十七回、第二十八回、第 二十九回、第三十回、第三十一回 及び第三十二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入	





名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十六）	二・〇％	平成三年四月二十三日	六十六億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十五）	二・二％	平成三年四月二十三日	三十億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十四）	二・〇％	平成十年四月二十二日	二百四十九億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十四）	一・六％	平成六年四月二十二日	二十四億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十四）	二・一％	平成十年四月二十一日	三十八億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （九）	一・九％	平成三年四月二十一日	四十一億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・一％	平成六年四月二十日	六十一億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・四％	平成六年四月二十日	十一億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・二％	平成三年四月二十日	二百二億円

（別表）

十九 払込者 入札参加者  
 二十 払込日 平成二十四年六月五日  
 十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者

（利付第三十国二十年庫六回）	（利付第三十国二十年庫五回）	（利付第三十国二十年庫四回）	（利付第三十国二十年庫二回）	（利付第三十国二十年庫一回）	（利付第三十国十九年庫回）	（利付第三十国十八年庫回）	（利付第三十国十七年庫回）	（利付第三十国十六年庫回）	（利付第三十国十四年庫回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国八年庫回）	（利付第三十国六年庫回）
二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・四%	一・一%	一・八%	二・四%
日年平三成四月二十九	十年平日十成二月二十八	日年平九成四月二十八	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平六成四月二十七	日年平三成四月二十七	十年平日十成二月二十六	日年平九成四月二十六	日年平三成四月二十六	日年平三成四月二十五	十年平日十成二月二十四	十年平日十成一月二十三
億二百六十五	円百三十四億	円百二十九億	六十一億円	二十六億円	六十六億円	億七百五十二	二十億円	億三百七十五	三十五億円	三十三億円	四十億円	五十九億円

（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）
二・三%	二・二%	二・三%	二・五%	二・五%
日年平三成五月二十二	日年平九成五月二十一	日年平三成五月二十一	三平月成二五月十日年	日年平九成四月二十九
九億円	十億円	二十億円	二百三億円	三十二億円